



(号外)

独立行政法人國立印刷局

- 〔規則〕
- 人事院規則一一四 (現行の法律、命令及び規則の廃止) の一部を改正する人事院規則 (人事院一一四一一二五)
  - 人事院規則九一一 (非常勤職員の給与) の一部を改正する人事院規則 (同九一一一二四)
  - 人事院規則九一八 (初任給、昇格、昇級等の基準) の一部を改正する人事院規則 (同九一八一七九)
  - 人事院規則九一七 (俸給の特別調整額) の一部を改正する人事院規則 (同九一一七一三九)
  - 人事院規則九一三四 (初任給調整手当) の一部を改正する人事院規則 (同九一一三四一二五)
  - 人事院規則九一三四 (初任給調整手当) の一部を改正する人事院規則 (同九一三四一二五)
  - 人事院規則九一四〇 (期末手当及び勤勉手当) の一部を改正する人事院規則 (同九一四〇一四二)
  - 人事院規則九一四九 (地域手当) の一部を改正する人事院規則 (同九一四九一四〇)

- 〔告示〕
- 平成二十六年改正法附則第七条の規定による俸給 (同九一一三九)
  - 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく国税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める件 (国税庁二)
  - 福島県双葉郡富岡町の特別地域内除染実施計画に基づく土壤等の除染等の措置の実施に係る事項を告示する件 (環境六)
  - 道路に関する件 (東北地方整備局一〇一三)
  - 都市計画に関する件 (中部地方整備局一二)
  - (近畿地方整備局一〇一二)
  - 道路に関する件 (同一二)
  - 道路に関する件 (中国地方整備局六八)

- 〔公 告〕
- 人事院規則二一四 (人事院の職員に対する権限の委任) 第二項の規定に基づき、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律に定める人事院の権限及び所掌事務の一部委任に関し、決定した件 (同二)
  - 人事院規則二一四 (人事院の職員に対する権限の委任) 第二項の規定に基づき、人事院規則九一一三九 (平成二十六年改正法附則第七条の規定による俸給) に定める人事院の権限及び所掌事務の一部委任に関し、決定した件 (同三)
  - 関東地方整備局公示 (関東地方整備局)

- 〔官 庁 事 項〕
- 道路に関する件 (九州地方整備局一四一六)
  - 自動車専用道路に関する件 (同一七)
  - 道路に関する件 (北海道開発局一二一三三)
  - 人事院規則二一四 (人事院の職員に対する権限の委任) 第二項の規定に基づき、昭和三十八年人事院公示第五号の一部改正に関し、決定した件 (人事院公示一)
  - 人事院規則二一四 (人事院の職員に対する権限の委任) 第二項の規定に基づき、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律に定める人事院の権限及び所掌事務の一部委任に関し、決定した件 (同二)
  - 人事院規則二一四 (人事院の職員に対する権限の委任) 第二項の規定に基づき、人事院規則九一一三九 (平成二十六年改正法附則第七条の規定による俸給) に定める人事院の権限及び所掌事務の一部委任に関し、決定した件 (同三)
  - 会社その他の会社決算公告

- 〔特殊法人等〕
- 独立行政法人放射線医学総合研究所 第十三期事業年度財務諸表、独立行政法人国際観光振興機構平成二十五事業年度財務諸表、独立行政法人国立文化財機構出品預託書紛失に伴う証書の無効、東日本高速道路株式会社工事開始、社会保険労務士名簿登録・登録の抹消・紛争解決手続代理業務の付記、住宅型式性能認定関係
  - 地方公共団体 行旅死亡人、公示送達関係
  - 政法人 国際観光振興機構平成二十五事業年度財務諸表、独立行政法人国立文化財機構出品預託書紛失に伴う証書の無効、東日本高速道路株式会社工事開始、社会保険労務士名簿登録・登録の抹消・紛争解決手続代理業務の付記、住宅型式性能認定関係

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九一八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則九一八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を次のよう改正する。  
人事院規則九一八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を次のよう改正する。

人事院総裁 一宮なほみ

**人事院規則九一八—七九**  
**人事院規則九一八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則**  
**人事院規則九一八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を次のよう改正する。**

別表第一の医療職俸給表（初任給基準表の表中）

短大卒	1級11号俸
高校卒	1級1号俸

短大3卒	1級17号俸
短大2卒	1級11号俸

に改め。

別表第一の医療職俸給表（初任給基準表の表中）第五項中、「柔道整復師」又は「歯科技工士」又は「柔道整復師」とある「とあり」及び「2.5」を削り、同表の欄頭に次の「概要」とする。  
 6 痢瘍の「歯科技工士」の区分の適用を受ける者の中、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄における学歴免許等の区分が「短大3卒」である者に対するこの表の適用については、職務の級2級の欄中「2.5」とあるのは、「1」とする。